

# パラグライダー製造基準

制定 1987年4月22日

改定 2003年3月19日

(社)日本ハンググライディング連盟安全性委員会

## 1. 総則

### 1-1 目的

このパラグライダー製造基準(以下「製造基準」と略す)は、パラグライダーの安全性を確保するための技術上の基準及びその施行について規定する。

### 1-2 適用範囲

この製造基準は、販売用又は公式競技に出場しようとするパラグライダー(同乗飛行用の機体を含む)に適用する。

## 2. 強度

### 2-1 強度基準

#### 2-1-1 荷重及び安全係数

荷重は、特に規定された場合を除き制限荷重で示し、安全係数は1.5とする。

#### 2-1-2 構造部の強度

正の制限荷重倍数は4とする。

機体構造部は、この荷重の範囲内で有害な永久変形を生じてはならない。

また終極荷重に対し、少なくとも3秒間耐えなければならない。

### 2-2 材料及び構造

#### 2-2-1 一般

パラグライダーに使用する材料は、仕様が明らかであり、また品質が確認されていなければならない。

#### 2-2-2 キャンピー及びハーネス

(1) 性能に影響を及ぼす恐れのある織り傷、織りむら、その他加工上の不具合があってはならない。

(2) 加工は、過度の熱を与えて行ってはならない。

(3) 縫い目は、ほころびが広がらない様式でなければならない。

#### 2-2-3 ライン

ラインの本体と枝策のそれぞれは、連結したもので、ねじれ、つなぎ又は結び目のないものでなければならない。

#### 2-2-4 ブレークコード

ブレークコードは、色又は形状によりラインとは識別できることが望ましい。

2-2-5 ブレークコードのグリップは、いかなる飛行状況においても機長による操作が

可能でなければならない。

#### 2-3 ハーネス固定装置

ハーネスの固定装置は、着脱が確実かつ容易で、不用意に解除されない構造でなければならない。

#### 2-4 同乗飛行用ライザー

同乗飛行用ライザーは、機長の視界及び離着陸操作が同乗者によって大きく妨げられる構造であってはならない。

#### 2-5 調整箇所

調整箇所は必要最小限度とし、調整の効果と要領を取扱説明書に明記しなければならない。

### 3. 性能及び飛行特性

パラグライダーは、指定された総重量の範囲で運用したときに、過度の熟練を要することなく離陸し、安定した滑空を行い、希望の方向へ操縦し、安全に着陸することができなければならない。

またこれらの操縦中、キャノピーは穏やかな大気の中で巻き込み、つぶれ、横滑り等によりその機能が容易に失われる傾向があってはならず、そのような状態になっても自然に、もしくは取扱説明書に示された簡単な操作により回復しなければならない。

### 4. 品質管理

#### 4-1 型式試験

##### 4-1-1 一般

新しい型式のプロトタイプを開発したときは、量産に先立って強度と性能及び飛行特性が、この製造基準の要件に適合することを試験により確認する。

##### 4-1-2 強度試験

構造が、第2-1項の基準に適合することを、プロトタイプの新規試験により証明しなければならない。ただし、信頼性が確認されている場合に限り、部分試験でもよい。

##### 4-1-3 性能及び飛行特性試験

性能及び飛行特性が、第3項の基準に適合することを、飛行試験により確認しなければならない。

飛行試験は最大総重量と最小総重量のそれぞれについて行い、増減速装置を装備する型では、それを作動させたときの報告書も添付する。ただし、1人乗りパラグライダーの場合は、最大総重量が最小総重量の1.3倍以内であれば、その間の重量における試験で代表することができる。

#### 4-2 製造検査

量産機については、材料、製造工程、完成品のそれぞれについてプロトタイプと

同等の品質を確保するための検査を行い、検査データを整理・保管する。

## 5. 登録

### 5-1 一般

この製造基準に適合するパラグライダーは、その型式を（社）日本ハンググライディング連盟安全性委員会（以下「安全性委員会」と略す）に登録することにより公認される。輸入機とライセンス生産機の登録については、別に定める。

### 5-2 登録申請

型式を登録するには、別紙 1「パラグライダー型式登録申請書」、別紙 2「諸元表」、別紙 3「強度試験成績書」、及び別紙 4「飛行試験報告書」に三面図及び取扱説明書作成指針（安全性委員会制定）に準拠した「取扱説明書」を添えて安全性委員会へ申請する。

取扱説明書は型式毎に作成するものとする

### 5-3 審査と登録

安全性委員会は、前項の申請に基づいて審査会を開き、この製造基準への適合性を審査し、合格した型式を登録原簿に記載し、登録番号を付与する。

### 5-4 登録証明書

登録された型式については、申請者に対し、別紙 5「パラグライダー型式登録証明書」が発行される。

### 5-5 登録料

登録料は、1 件につき 1 万円とし、登録申請時に払い込み済みを証明する資料を添付する。

## 6. 表示

パラグライダーには、別紙 6 の様式に基づいて見えやすい位置に不滅のインクにより、次の表示を行う。

型式名称、登録番号、製造番号、製造年月、製造者名、運用限界

## 7. 実施

この製造基準は、2003 年 3 月 19 日より実施する。

以上